

暮らしの情報

安全・安心なまちづくり

通学路を撮影する防犯カメラを増設

教育委員会では、平成27年度から通学路を撮影する防犯カメラの整備を進めています。令和元年度は市立小学校全20校の通学路に1台ずつ防犯カメラを増設し、合計120台の設置が完了しました。



今後も常時モニターによる監視は行わず、私有地が映像に入る場合、可能な限りマスキング処理を施すなどプライバシーに配慮した適正な管理・運用を行います。
 図学務課 ☎481-7474

地域と商店街での防犯設備の設置に対する補助制度

市では、自治会・商店街などが行う防犯設備整備事業（防犯カメラの設置など）に対して、整備費用の一部を補助しています。
対象条件／令和3年度の設置を検討している。事業開始までに地域住民（または商店街）の合意形成がなされている。設置後5年以上防犯活動に関する地域活動を継続するなど※私有地で行う事業は対象外
対象経費／機材の購入・取り付けに係る経費など
相談期間／8月31日(月)まで（電話相談可）
 図総合防災安全課 ☎481-7547

税金・保険・年金

市税の納付は口座振替を

個人市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税 令和2年度分から
 図依頼書（納税通知書に同封または市内の取扱金融機関に備え付け。郵送希望の場合は要連絡）で申し込み※本人確認書類とキャッシュカードを市役所に持参して、その場で口座振替手続き可（Pay-easy（ペイジー））。詳細は要問い合わせ
 図個人市・都民税の年金特別徴収（公的年金からの天引き分）は、口座振替不可。納税に困難な事情がある場合は、相談を
 図納税課（市役所3階） ☎481-7214~20

ひとり親家庭への支援

図子ども家庭課 ☎481-7095

ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金

子どもが通信制高校に在籍し、サポート校に通学している場合に、給付金を支給します。
 図市内在住3年以上のひとり親家庭の親で、次の全ての要件を満たす方①通信制高校とサポート校に在籍する20歳未満の子どもを同一世帯で扶養している②離別・死別・未婚によりひとり親になった③児童扶養手当を受給中（同等の所得水準を含む）④子どもが調布市子ども・若者総合支援事業の相談事業・居場所事業を利用する
 図サポート校の授業料と通学費の負担を軽減するための給付金（上限月額2万7000円）
 図事前に母子・父子自立支援員との面談が必要（要申し込み）。面談の申し込みは子ども家庭課へ

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親、その子どもの学び直しを支援します。高卒認定試験合格を目指す場合に民間事業所の対策講座の受講費用の一部を支給します。
 図市内在住のひとり親家庭の親とその20歳未満の子どもで、以下の要件を満たす方①児童扶養手当受給中（同等の所得水準を含む）②高校を卒業しておらず高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要③調布市子ども・若者事業の学習支援を利用できる
 図修了時給付金（受講費用の4割、上限10万円）、合格時給付金（受講費用の2割、修了時給付金と併せて上限15万円）。学習のサポートも実施

市民課・保険年金課・納税課の休日窓口

図4月26日(日)、5月9日(土)・24日(日)※休止となる場合あり。来庁前に市☎で確認を
 図午前9時～午後1時
 図保険年金課は国民健康保険のみ取り扱い
 図市民課（市役所2階） ☎481-7041~5
 図保険年金課（市役所2階） ☎481-7052
 図納税課（市役所3階） ☎481-7214~20

国民年金の任意加入

老齢基礎年金の受給資格期間（10年/120月）を満たしていない場合や、老齢基礎年金の受給額を満額（40年/480月納付）に近づけたい場合、現在厚生年金などに加入していない方は、国民年金に任意加入することができます。ただし、さかのぼって加入することはできません。
任意加入できる方／①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方（受給資格期間が65歳までには満たされないが70歳になるまでに満たされる、昭和40年4月1日以前生まれの方も加入可）
 ②外国に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍の方
 図年金手帳（マイナンバーが分かる書類でも手続き可）、引き落とし口座の通帳、金融機関届出印、来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証など）※本人以外が申請する場合は委任状、委任状に押印した印鑑も必要
 図60歳以降の任意加入は、原則として口座振替。65歳までの間は付加年金または国民年金基金に加入可。老齢基礎年金を繰り上げ受給している方は任意加入不可。免除などの申請は不可※受給資格期間は、「ねんきん定期便」または日本年金機構などで確認
 図保険年金課 ☎481-7062、日本年金機構府中年金事務所 ☎042-361-1011

住まい・街づくり・環境

第1回住まいの相談窓口

内容	日程	締め切り日
分譲マンション管理	5月12日(火)	5月7日(木)
木造住宅耐震化	13日(水)	7日(木)
住宅リフォーム	14日(木)	8日(金)

図午後1時30分～、2時30分～、3時30分～
 図各日申し込み順3人 図無料
 図市☎電話またはEメールで住宅課（市役所7階） ☎481-7545・図jyutaku@w2.city.chofu.tokyo.jpへ

ブロック塀などの撤去費の助成制度を延長

地震の際、塀の倒壊事故を未然に防ぐため、道路に面するブロック塀などの撤去費を助成します。
 図撤去費助成の対象となるブロック塀などのイメージ
 図1.2mを超えるブロック塀の撤去費を助成します。
助成対象／高さ1.2mを超えるブロック塀、石積塀、万年塀などの撤去工事費（開発事業者などの事業に該当するもの、他の補助を受けるもの、すでに本助成を受けたもの、すでに塀の撤去工事を完了または開始したものを除く。全て撤去する場合のみ助成）
助成額／撤去工事費の2分の1と、塀1m当たり1万円とした場合の想定額とのいずれか低い額（上限10万円）
対象者／ブロック塀などの所有者・管理者（国、地方公共団体、独立行政法人などは対象外）
申請期間／12月28日(月) 図住宅課 ☎481-7545

「暮らしの情報」は8面に続きます

児童虐待・DV(配偶者暴力)の防止に向けて

欧米諸国では、新型コロナウイルス感染症にかかる外出禁止令発令後、家庭内などでの児童虐待やDVが増加しています。
 都内でも、緊急事態宣言の発令に伴いさまざまなストレスが生じることにより、同様の問題が危惧されます。

相談窓口

●「虐待かな」と思ったら
 虐待と思われる事実を知った方は、ためらわずに通報してください。通報した方の秘密は守られます。また、虐待をしてしまう大人にも早期の支援が必要です。一人で悩まず相談してください。
 図すこやか虐待防止ホットライン ☎0120-087-358（第3土曜日と翌日、年末年始を除く午前9時～午

後5時）、多摩児童相談所 ☎042-372-5600（平日午前9時～午後5時）、児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（24時間）
 ●子育てにお悩みの方は
 子どもの発達についての心配事、子育ての相談などを受け付けています。
 図18歳未満の子どもと保護者
 図子ども家庭支援センターすこやか（相談専用） ☎481-7731（第3土曜日と翌日、年末年始を除く午前9時～午後5時）
 ●東京都LINE相談「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」
 図18歳未満の子どもと保護者
 図平日：午前9時～午後11時（受付は10時30分まで）、土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時

LINE公式アカウント名／子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京
利用方法／右記2次元コードを読み取り、友だち登録をして、相談
 図福祉保健局少子社会対策部計画課 ☎03-5320-4137（子ども政策課）



●パートナーからのDVにお悩みの方は
 DVとは、「殴る・蹴る」だけでなく、「怒鳴る」「無視する」「生活費を渡さない」などの、パートナーに恐怖や不安を与え、尊厳を傷つける行為です。お悩みの方は、相談窓口にご相談ください。
 図東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センター） ☎03-5467-2455（年末年始を除く午前9時～午後9時）（男女共同参画推進課）

●特殊詐欺にご注意ください 都内で特殊詐欺被害が急増しています。怪しいと思ったら、すぐ110番か調布警察署（☎488-0110）へ通報してください。
 令和2年調布市内の特殊詐欺被害状況（3月末時点、暫定値） 被害件数／7件（前年同時期比20件減） 被害金額／約2416万円（前年同時期比約1673万円減）
 （総合防災安全課）